〈三条市食育の推進と農業の振興に関する計画〉

令和2年度 上半期の主な取組状況

福祉保健部健康づくり課 経済部農林課

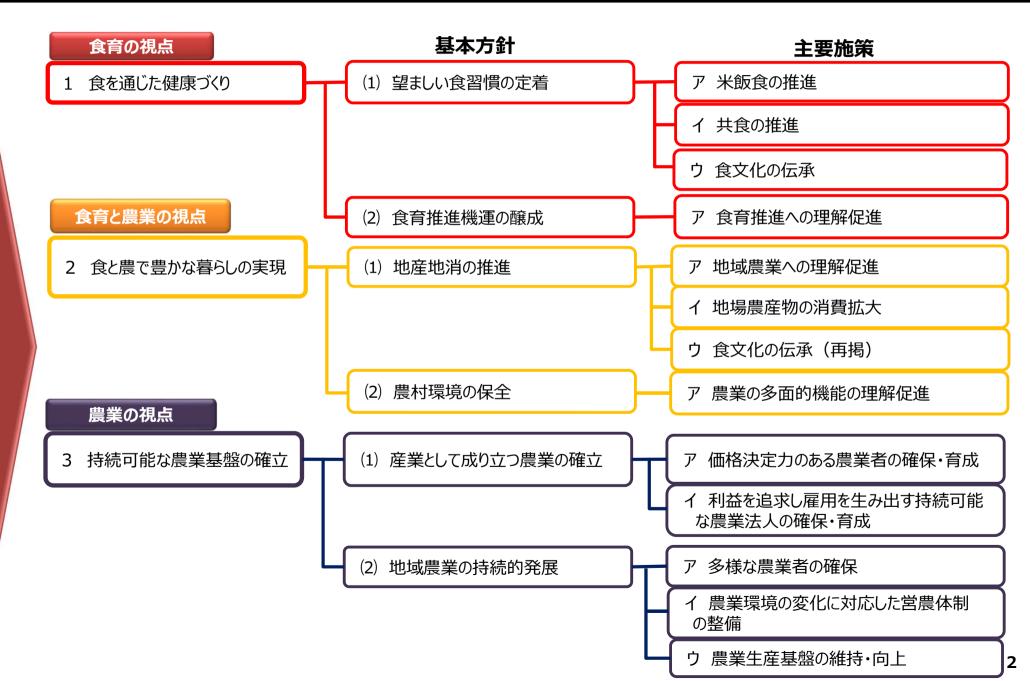
三条市食育の推進と農業の振興に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。
- 2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。
- 3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。
- 4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。



課

1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着

目的

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが良い米飯食を推進する。

令和2年度取組状況

【主要施策】米飯食の推進

R2.10.15 現在

主な取組	事業名	事業内容	7/1	実施回数等	参加人数等	実施主体
とした朝食習		会ぐの保護有講話においく、米販良についく 改発する	食育講座※1	18施設	児童 344人 保護者 345人	健康づくり課、 子育て支援課、
慣の啓発 			給食試食会等の保護者講話	3施設	62人	小中一貫教
	学校食育推進事業	小学5年生が対象の食育講話 ^{※2} において 性について啓発する。	、米飯を主食とした朝食習慣の重要		0 校 により中止	
	成人保健事業	健診結果説明会(延べ30回)や生活習	健診結果説明会(個別指導)	18回	142人	
		慣病予防教室「食事編」、健診会場におい て、食品サンプル等を活用し、米飯食につい	健診会場での食育啓発	16回	2,465人	
		て啓発する。	生活習慣病予防教室「食事編」	11月	-	
2 和食の啓発	市民給食試食会	学校給食を活用し、米飯を主食としたお膳の	かたちを啓発する。		0回 中止に伴い中止	教育総務課
	離乳食チャレンジ教室	テキストを用いてだしのとり方を紹介する。		6回	49人	健康づくり課子育て支援課
3 地産地消 推進店の活用	減塩の取組	市内スーパー等と協力し、減塩した惣菜を減塩とは周知せずに販売する。 また、健康意識のある方が減塩惣菜を選べるよう、販売時に目印をつける。 「健康な食事・食環境」認証制度を活用し、スマートミールの認証店を拡大する。 また、取組の周知を行い、生活習慣病予防に関する食の情報を市民に伝える。		協力总	5 3店舗	健康づくり課、農林課、事業
	飲食店と連携した食環境整備				: 10店舗 〜2月)に申請予定	者

- ○市事業を通じて米飯食について啓発する際には、忙しい中でも実行しやすいように具体的な方策を示す、楽しみながら体験できる媒体を使用する等、実践につながるきっかけを作る必要がある。→米飯食に関する情報発信の手法を検討する。
- ○バランスの良い食事に関する情報を広く市民に伝えるためには、誰でも関心を持ちやすい飲食の機会を活用することが効果的であり、協力いただける地産地消推進店(飲食店)を拡大していく必要がある。→スマートミールや減塩惣菜に関する周知を行い、協力店を増やしてく。

1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着

目的

高齢者の生活の質を向上させるため、共食を推進する。

また、生活リズムを改善し朝食習慣を定着させるため、眠育の考えを取り入れ、朝食において共食を推進する。

令和2年度取組状況

	【主要施策】共食の推進 R2.10.15 現在						
主な取組	事業名	事業内容		実施回数等	参加人数	実施主体	
		【集いの場における共食推進】 食生活改善推進委員に事業を委託し を行い、共食を推進する。	、集いの場への試食提供	1か所 (栄地区)	延べ8人	健康づくり課、高齢介護課、 社会福祉協議会	
		【あさイチごはん】 ステージえんがわで朝食提供を行い、気!	軽な外出や交流を促進する。	2と7がつく日	延べ4,201人	健康づくり課、地域経営 課	
1 高齢者への 共食推進	【重点】 共食推進事業	【新しい生活様式を踏まえた共食推進】 身近な場所である公民館で、飲食店と	出張まちの飲食店	2か所 (栄、下田公民館)	延べ35人	健康づくり課、高齢介護課、 生涯学習課	
		市民が交流できる場を創出する。	公民館で料亭の味	1か所 (井栗公民館)	12人		
			 出前リストの作成 	集いの場、公民館の サークルへ配布	配布数 415部	健康づくり課、高齢介護課、 生涯学習課、農林課	
			五・十の市で朝ごはん	9/10、10/10	延べ150食	健康づくり課、高齢介護課	
2 眠育と絡め	保育所食育推進事 業	食育講座や給食試食会での保護者講 話において啓発する。	保護者講話	延べ21回	保護者 407人	健康づくり課、子育て支援課	
と ・ ・ ・ ・ ・		食育講話、食育授業において啓発する。	食育講話	0 校(休校等は	こより中止)	健康づくり課、小中一貫教	
共食推進			小5食育授業	14回	469人	育推進課	
			中1食育授業	5回	348人		

- ○集いの場での共食推進だけでなく、気軽に参加できる共食の場面を設けるなど、共食できる機会を増やしていく必要がある。
 - →公民館事業等と連携し、身近な場所での共食機会を創出する。
- ○子どもの食育の基本は、家庭の食卓であり、家庭での食は保護者が多くを担っている。保護者に対して家庭での共食を啓発する必要がある。
 - →保育所及び学校食育推進事業の保護者講話等の機会を捉えて共食を啓発する。

1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着

目的

地域の食文化を伝承するため、郷土料理等の指導者を育成する。また、子どもたちに対して、食文化の継承を推進する。

令和2年度取組状況

【主要施策】食文化の伝承 R2.10.15 現在

主な取組	事業名	事業内容		実施回数等	参加人数	実施主体
1 郷土料理の指導者	食文化伝承事	和食文化に関する知識を身につけるため、指	指導者育成講習会	12月	1	健康づくり課
育成、多世代交流を通 じた食文化の継承	業	導者となる食生活改善推進委員の研修を行い、 地区活動において市民に周知する。	食文化伝承教室の実施		ウイルス感染予 点から中止	
2 保育所等での和食の継承	保育所食育推 進事業	食育巡回指導において子どもたちに対して食事マナーや箸の持ち方等を指導する。	保育所巡回指導(食 事マナー及び箸の指導)	26施設	延べ607人	健康づくり課、子育て支援課
		食育講座において、保護者を対象にだしを使用したメニューを紹介する。	食育講座	18施設	児童 344人 保護者 345人	
3 米作りと稲作文化の継承	生産者交流会	米作りの歴史や稲作文化の観点を取り入れ、地元農産物や農業者に対する児童生徒の理解を深め、感謝の念を醸成するため、地元生産者との交流会を実施する。		│ 新型コロナウ·	0 校 イルス感染症予 点から中止	健康づくり課、小中一貫教育推 進課、農業者

- 〇米飯を食べる人が成人で減少しており、米飯を中心とする「和食」離れが懸念されるため、子どもだけでなく大人に対して「和食」への関心を高める取組を行う必要がある。
- →保育所等や学校の給食試食会、食育講座等を通じて「和食」を見直すよう保護者へ啓発する。また、親子行事や多世代交流を通じて食文化が継承されるよう、 交流機会を創出する。

食育の視点

基本方針

1 食を通じた健康づくり (2) 食育推進機運の醸成

目的

食育が市民に浸透し効果的に推進されるよう、市、市民、事業者及び農業者等の各主体が積極的に情報交換し連携する。

令和2年度取組状況

【主要施策】食育推進への理解促進

R2.10.15 現在

主な事業	事業名	事業内容	実施回数等	参加人数等	実施主体	
1 関係者との連携、協力体制の 確立	指導者食育学習会	保育所等及び学校の食育担当者を対象とした研修会を開催する。		実施の有無を教 検討		健康づくり課、子育て支援課、 小中一貫教育推進課
μΕ. <u>Υ</u>	食育に関するアンケート 調査	地産地消推進店等を対象としたアンケート 意識や食育の取組状況を把握し、事業にいた		令和3年3月 に実施予定	約200店舗	健康づくり課
2 新たな視点での「食育の日」の	食育メール、給食だより による啓発	毎月19日の食育の日に具体的に取り組む 内容を、食育メール、給食だより等で周知す	食育メール	延べ6回	_	健康づくり課
活用	による古光	る。	クックパッドへのレシピ掲載	63レシピ	閲覧数 188,184	
3 地産地消推進 店の活用	※【主要施策】米飯食の	推進の主な事業の再掲				

- ○市民が食育を実践できるよう、効果的な周知手法を検討する必要がある。
 - →ホームページや印刷資料、アプリ等、対象に合わせた手法で周知を行う。
- ○食育が市民に浸透するためには、保育所等や学校だけでなく企業と連携して取り組み、取組情報を広く周知する必要がある。
 - →地産地消推進店や企業などと連携した取組を行う。

2 食と農で豊かな暮らしの実現 (1) 地産地消の推進

目的

課

題

地産地消を推進するため、消費者から地域農業に関する理解を深めてもらう。

令和2年度取組状況

【主要施策】地域農業への理解促進

主な取組	事業内容		開催日	参加人数(人)	実施主体	
		サンファーム三条でエダマメ栽培講座 を実施(定植)	令和2年6月6日(土)	12人	農林課 市民、事業 者、農業者	
		サンファーム三条でエダマメ栽培講座 を実施(収穫)	令和2年8月8日(土)	12人	等	
プチ畑プロ	(1) プランターコース: 農地を持たない消費者を対象とした野菜づくり指導⇒プランター等を活用した栽培方法の指導	伊部農園でキャベツ栽培講座を実 施(定植)	令和2年8月29日(土)	12人		
ジェクト	今年度は、三条マルシェ等の会場を 活用し、イベント来場者にプランターでの栽培 方法を指導する。(全2回予定)	活用し、イベント来場者にプランターでの栽培 方法を指導する。(全2回予定)	地産地消フェアでイチゴのプランター 植付け体験を実施	令和2年9月27日(日)	14組 (大人18人、子供16 人)	
	野菜づくり指導⇒土作り、栽培指導、植付 実習、農業者との交流	習、農業者との交流 施(収穫) おねと するがら	令和2年10月31日(土)	12人(予定)		
	今年度は、さといも、じゃがいもの 2 品目について、土作り、栽培指導、植付実 習、調理実習を行う。(全 4 回予定)	収穫物を使った調理実習を実施	新型コロナウイルス感染	全症の影響で中止		

○消費者が自ら栽培し収穫することで地域農業への理解を促進する必要がある。

→栽培管理技術を提供し、より深く野菜作りを学べるようにプチ畑プロジェクトを拡充する。 農家での農業体験、収穫体験を実施する。

2 食と農で豊かな暮らしの実現 (1) 地産地消の推進

目的

地産地消を推進するため、三条産農産物の更なる普及と消費拡大を図る。

令和2年度取組状況

【主要施策】地場農産物の消費拡大

主な取組	事業内容	実施状況	実施主体
地産地消ラベルシール (BonAppetit!!シール)の普及促進 SANJO	・地産地消ラベルシールを普及させることで、地場農産物等の認知度 向上及び消費拡大を図る。 ・シールに付属するQRコードから、Facebookページ「地産地消推進 ルーム」にリンクして、直売所、インショップ等の情報を確認できるよう にすることで、情報発信を強化する。	R2.10.20現在 配布数 434,000枚	農林課、市民、 事業者、農業 者等
地産地消推進店認定事業の充実	・地元の食材を積極的に使用し、地産地消でまちづくりに参加するお 店を「地産地消推進店」として認定している。	R2.10.20現在 202店舗	農林課、事業者、農業者等
地産地消推進 P R 事業奨励金	・直売所等が行う地産地消推進PR事業を支援し、三条産農産物等 の消 費拡大を図る。	12店舗	農林課、事業者
特産農産物のテキスト化の推進	・地場農産物の消費拡大を図るため、農産物の特徴等を資料(テキスト)し、市ホームページ、Facebook(三条地産地消推進ルーム)で掲載する。	8品目	農林課、事業者、農業者等

R元.インショップ売上額 4億円強

- ○三条産農産物を活用できるようにする必要がある
 - →アプリを使い、地場農産物を利用した献立の提案を行う。
- ○消費者から地産地消推進店に足を運んでもらえるようにする必要がある。
 - →地産地消推進店と献立サイトを連動させ消費拡大を図る。

3 持続可能な農業基盤の確立(1)産業として成り立つ農業の確立

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出する。

令和2年度

【主要施策】価格決定力のある農業者の確保・育成

1 三条市青年就農者育成等支援事業

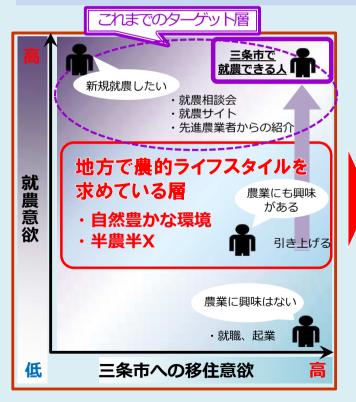
先進農業者 :市内コース 果樹コース (㈱)想樹グループ土田農園)・園芸コース (内山農園)

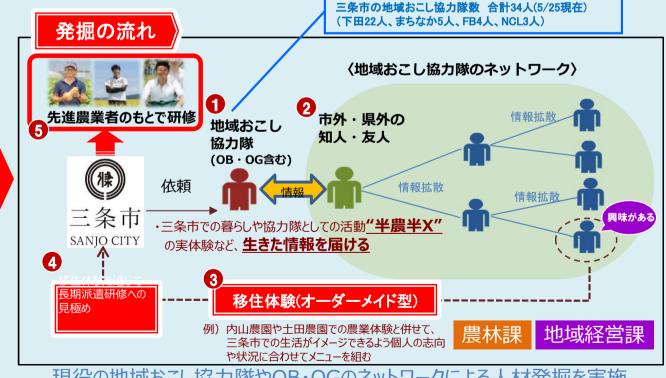
これまで募集ターゲット層はハードルが高かったことから、すそ野を広げ募集

R2 から

〇当市が求める人材発掘を継続しながら、 新たな層への情報発信を実施

- ○農的ライフスタイルに関心がある層へもターゲットを広げることで 就農を目指す母集団を形成し、半農半Xから牛業への引き上げを行う
- ○移住して就農経験を有する「地域おこし協力隊」や、協力隊OB・OG 等のネットワークを活用し、生きた情報を直接発信する





現役の地域おこし協力隊やOB・OGのネットワークによる人材発掘を実施

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立

事業イメージ

新規就農候補者の確保

育成

価格決定力のある農業者の確保

研修派遣支援期間

2年間

- ①営業・販売力向上支援
- ②栽培技術の取組支援

就農支援期間

2年間

- ③新規参入者受入支援 (先進農業者によるフォローアップ部分)
- ④食品産業等販路開拓支援

⑤ 6 次産業化支援

- ③新規参入者受入支援
- 6農地集積の促進
- 募集ターゲット層のハードルが高く、就農希望者が確保されていない。
 - → 入口のハードルを下げ、多くの就農希望者に制度を知ってもらうなどの工夫をする。
- 移住就農という観点を踏まえ、地域とのネットワークを確立するための体制が整っていない。
 - →研修生と地域農業(生産組織等)とを結び付け、地域に入り込める体制整備を行う。

課題

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出する。

令和2年度

【主要施策】価格決定力のある農業者の確保・育成

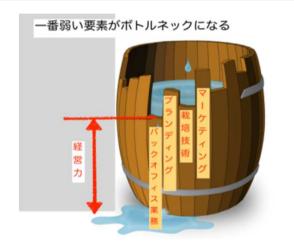
2 農業経営体質改善取組支援事業

〇令和2年度の取組は、事業活用に至らなかった原因を分析し、推進方法の見直しする。

及不住口門天然口小道之次了不				
主な取組	取組内容	市の支援	実施主体	
既存農業者の一番星育成支援	一番星育成に向けた市内の既存の農業者の農業経営体質改善に 向けた調査・研究や資質向上のための取組支援を行う。	・先進農業者指導コンサル料支援	市農業者等	

事業イメージ

市内の既存農業者



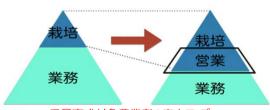




本市の農業者の一番星に

ボトルネックを解消し、経営資源を強みに使う!!

経営資源を強みに使う



一番星育成対象農業者の売上アップ

- 「何らかの経営課題を抱えている。」といった認識があるにも関わらず、取組に対する負担感などから、事業に取り組むまでに至らない農業者もいた。 事業スキームを見直し、利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保育成を行う必要がある。
- → 水稲単一から園芸導入による複合経営への転換など、収益を確保できる経営改善の観点から、取組内容を検討する必要がある。

農業の視点

基本方針

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出する。

令和2年度の主な取組

【主要施策】利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

○令和2年度は、法人化1、2年目の活動を踏まえ、更なる体質強化に向けた支援を継続する。

主な取組	取組内容	市の支援(一部農業関係機関等による支援含む)	実施主体			
農業生産法人体質強化支援	先進農業法人の指導により、国内商圏への商流形成、果 樹産地としてのブランド化、海外販路の開拓等に取り組む流 通事業者及び生産者に対し、先進事業者のコンサルティング により支援を実施	・先進農業法人指導コンサル料支援 (コロナ禍における農産物の商流形成に向けた支援)				
	有機農産物の生産拡大、販路開拓、及び組織化を推進するため、栽培技術習得のための研修会の開催、新規で有機JAS認証取得等を行う農業者への経費補助を実施また、保育施設における有機米の導入やECサイト等の構築による販路開拓を支援	・有機農業実践研修会開催 ・保育施設での有機栽培米の導入 ・先進農業法人指導コンサル料支援 (付加価値の高い有機農産物の販売を支援)				
農地集積の促進	法人の体質強化を図る上で、必要となる農地の確保を支援	・県の指導により、地域合意を踏まえた法人への農地集積活動を支援 ・市農業委員による農地の確保	市 事業者 農業者等			
6 次産業化の推進	法人の体質強化を図る上で、必要となる農産物の加工等 6次産業化の取組を支援	・農産物直売施設や加工施設・機器等の導入に 当たり国・県補助事業の活用を支援				
低コスト、省力化技術等の導入	農業法人の体質強化を進める上で必要な低コスト、省力化 技術等の導入のための取組を支援	・県等の指導により、低コスト、省力化技術の導入 支援 ・低コスト化等の推進に必要な農業用機械等の導 入に当たり国・県補助事業の活用を支援				
食品産業等販路開拓支援	コンサルの一環として農産物販路開拓活動を支援	・先進農業者の指導に基づく販路開拓を推進				

持続可能な農業基盤の確立(1)産業として成り立つ農業の確立

事業イメージ

市内の既存の農業法人又は 新規法人設立を目指す農業者

育成

利益を追求し雇用を生み出す農業法人

・農業法人の体質強化支援

生產設計 生産管理

- ・顧客ニーズ
- ·品種選定

•什様設計

- ・ターゲティング
- •栽培技術
 - ・品質の安定

·多収量

- ・低コスト栽培
- ・収量の安定
- •市場側流通
 - の最適化

の最適化

流通開発

·産地側流通

- ・ 農地集積の促進
- ・6 次産業化の推進
- ・低コスト、省力化技術等の導入
- •食品産業等販路開拓支援

【用語解説】

ターゲティング: 特定のニーズに合わせたマーケティングを行うこと

販売

・プロモーション

・ブランディング

プロモーション: 消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動 ブランディング: 顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動

- 販売価格を単に、市場価格に委ねるという既存の体質からの転換を図り、ほかにはない強みを持ち、生産から販売までを一貫して行うことなどにより、 価格決定力をもった農業者、農業経営体を育成する必要がある。
 - →新型コロナウイルス感染症の影響により価格の下落や需要の減少が懸念される果物などの国内商圏への商流形成、果樹産地としてのブランド 化、海外販路の拓等を支援する。

農業の視点

基本方針

3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展

目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。



令和2年度

【主要施策】多様な農業者の確保

○ 農業里親制度は、活動開始に至っていない。アグリサポーターの P R と併せ説明を行い引き続き募集を継続する。

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
農業サポーター・農業里親制度の導入	・農業サポーター制度(三条市アグリサポーター制度) アグリサポーター活動希望者と受入希望農家をマッチングし、具体的に農業ギョンニィア活動を行る口程調整等を支援(発発者11人)	•事業委託料支援	
	業ボランティア活動を行う日程調整等を支援(登録者11人) ・農業里親制度 新たに農家を目指す人(里子)と里子を受入れる農家(里親)をマッチングし、里子に対して農業技術の指導や農業機械・施設・農地の貸付を行う等により、農家を育成する取組を行う。(取組者0人)	•事業委託料支援	市 農業者等

- ○農業サポーターへの参加には、農家との日程調整が必要なためハードルが高く、登録者数が少ない上に、マッチングがうまくいっていないため活動実績が少ない。 農業サポーターでの農業体験ではなく、消費者が自ら栽培し収穫することで地域農業への理解を促進する必要がある。
 - →農業サポーター制度及び農業里親制度は廃止するが、多様な農業者を確保するために、栽培管理技術を提供し、より深く野菜作りを学べるようにプチ畑プロジェクトを拡充するとともに、農家での農業体験、収穫体験を実施する。

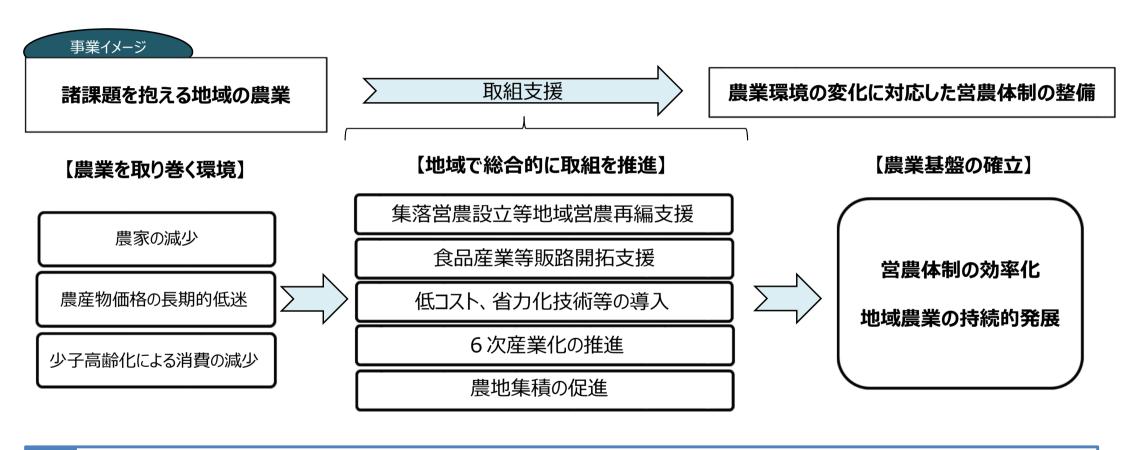
目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

令和2年度

【主要施策】農業環境の変化に対応した営農体制の整備

主な取組	取組内容	県・市等の支援	実施主体
集落営農設立等地域営農再編 整備	集落営農組織の設立や既存の農業法人、集落営 農組織等の合併等地域再編を進める取組を支援	・県の指導により、集落営農設立や地域営農再編体制整備に向けた協議・検討支援	
食品産業等販路開拓支援	集落営農の設立や地域再編に向けた地域の農家 の話し合いにおいて検討される、所得確保に向けた農 産物等の販路開拓のための取組を支援	・先進事例の研修支援を行い、県の指導を受けながら、農産物等の販売戦略や販路開拓の取組の協議・検討を 支援	市農業者等
低コスト、省力化技術等の導入	地域の効率的な営農体制整備に向けた、低コスト、省力化技術等の導入のための取組を支援	・先進事例の研修支援を行い、県の指導を受けながら、農業機械の効率的利用体制整備のための取組の協議・検討を支援 ・低コスト、省力化技術等の導入に必要な農業機械・施設の整備に向けた国・県補助事業の活用を支援	
6 次産業化の推進	集落営農の設立や地域再編に向けた地域の農家の話し合いにおいて検討される、6次産業化の推進に向けた取組を支援	・県の指導を受けながら、6次産業化の推進に向けた地域の協議・検討を支援	市
農地集積の促進	地域の効率的な営農体制整備に向けた、農業の 担い手への農地集積を支援	・県の指導を受けながら、農業の担い手に面的に農地を集 積するための地域の協議・検討を支援	事業者 農業者等



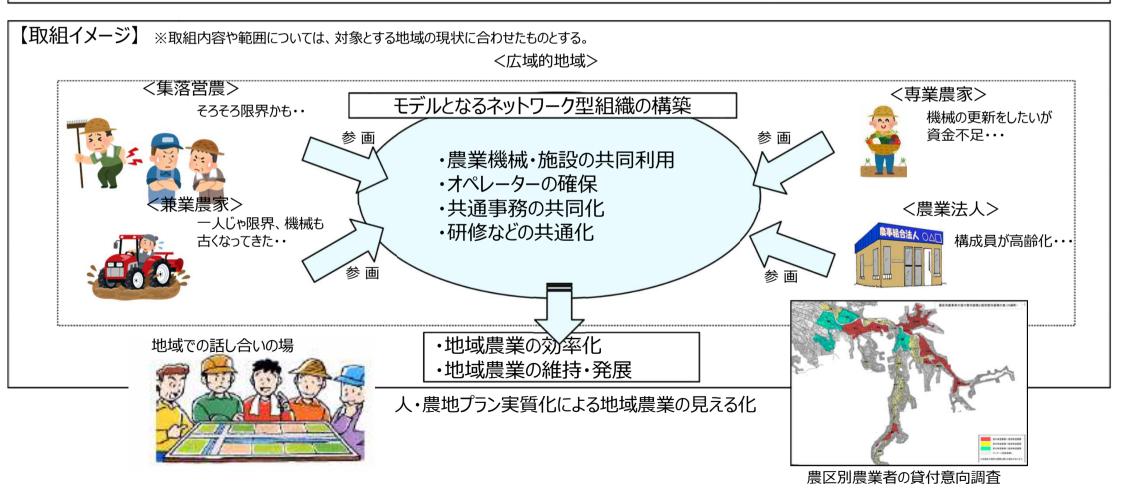
- 課題
- 地域により課題や実情が違う中、行政が主体となり地域の枠を超えた広域連携体制を構築することは困難、また、低コスト・省力化技術導入に係る導入コストが高いことがハードルとなっている。
 - → 地域農業の課題解決のための、話し合いの場を確保するとともに、農業者の選択により、地域の実情に応じ必要とされる機械などを導入できるよう補助制度を拡充することなどにより支援を講じる必要がある。

広域連携による農業機械利用活用等の取組イメージ

【概要】

米価下落などにより農業所得は減少し、農業を取り巻く情勢は厳しさを増している。このような中、農地中間管理機構事業の活用などにより地域の担い手への農地の集約・集積は一定程度進んだものの、担い手においても高齢化問題が表面化するなどし、地域農業の維持が困難になりつつある

このため、各種機会を捉えた地域での話し合いの場などを通じ、地域の実情に応じ組織化や法人化を推進するほか、モデルとなるネットワーク型組織を構築するなどにより、持続的な農業基盤を確立する。



3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展

目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

令和2年度

【主要施策】農業生産基盤の維持・向上

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
多面的機能支払制度等の取組の充実	農業者等が、国補助事業を活用して、国土保全や水 源涵養、良好な景観の形成など、農地が有する多面的 機能の維持・向上のための取組を行うもの。	市として事業費の1/4を補助	市
土地改良事業等の計画的実施支援	土地改良区が、国補助事業を活用して農地の維持 や農業用施設の維持・管理に向けた取組を行うもの。	国のガイドライン又は、当該ガイドラインに準じた 市の助成措置	農業者等

- 未整備地案件の実施に加え、施設の老朽化が進んでおり、修繕に費用もかかるため、計画的に事業を実施する必要がある。
 - → 引き続き、計画的な土地改良事業を実施していく。